

神の撰任
に就く
るに
ては

に後者の成就に付きて吾人が認識内の唯一の証據は教職は神の聖定に基き設けられたる命令に由り招かれたるものなりとの事實にあり。若し夫れ前に陳述したる研査にして實質上正確のものなりとせば三種の教職の起原は使徒的の命令に歸することを得べし。而して明白なる記事(聖書上)のあるにあらざれば神の定めありとのことに付き若しくは少くとも神の准許せられたるものなりとのことに關して一層良き確証を有せざるなり。若し此等の事實にして別様に組織せられたる他の基督教の會合を教會視せざることを許さずとすとも少くとも此等に由り事實はかゝる前述の根原より出で來りたる教會政治に吾人の熱心に固着することを是認せしむるものたらん。

又撰定の方法に付て一要件を充すと共に職務の性質上他の要件を満足せしめたり、蓋しこの職務は本來包有する二重の代表的特性を有す

人に神を
現はすも
のとしこ

ればなり。

基督教々職は人間に對する神の大使あり彼れは調停の務を以て擔はされたり。彼は神の聖旨を現はし彼れは神の名に由りて赦罪の與へらるゝ要件を宣言す。又た神の名に由りて懺悔者に赦免を曰ひ現はせり。此の最後に擧げたる其任務は明白に祭司的資格を以て教職に付與したるなりと思考せらる。去れど是れも役務の審判官及び司牧の職掌と大に密接の干係あり又神の恩恵を受くるの要件を宣告すべき權を與へられたるが如く彼は亦人々に受けたる結果をも告示すべき權を與へられたり。去れど彼の任務を擧つて代表的にして代人的にはあらざるなり。一方には神と直接の交通は支へられ若しくは他方には彼れ自からの仲保は必ず欠く可からざるものなりと唱道しつゝ神人間に立つ事あり。

百九十八

加之からず基督教々職は神に人を代表するものにして主としては全會衆の爲め間接には會衆の一員たる一人の代表者あり。爰を以て會衆の信施祈禱感謝は彼に由りて捧げられたり、或る種の代表者は世上一般統治上に於けるが如く教會内にも必要たり。然してこの代表者の本質たる教職の制度は使徒時代より傳來し神の准許ありたるものなりと當然認むることを得べしとの事實ありとすとも爲めに何の影響を被むるものにわらず、蓋し此の處にても又教職の役務は代人的にあらずして代表者的なるを深く心理に銘せざる可からず。彼は祭司的種族の代辨者代理人として祭司たるなり。彼の所作は彼自からの爲にあらずして會衆の所作たるあり。爰を以て又此の側面より觀察せば尙ほ他側面に於けるが如く其任務は絶對的必須欠く可からざるものにあらず。是れぞ最も尊貴なる所作なり。會衆の重要なる役員達に由りて執行

せらるべきものありとは普通に行はる可き規則にして尋常の場合には實行上一般の法律たるべきあり。去れど非常急遷の際に會し文字にわらで精神に由りて事を定むべき時起ることあらん。其時に當り基督教の理想は是れを仲和し吾人の本分を明白あらしめ、普通的祭司職の一層高等ある命令は總て特種の制限を廢棄せしめん。於爰乎平信徒は通常按手禮を受けたる教職にのみ制限せられたる任務を取るに至らん。

然りと雖ども數世紀間基督教會内に一つの甚たしく異ありたる概念の流行せしことを否認するは無益の業たり。かの使徒達の理想は發現せられたり然ど四五世紀間に忘却せられぬ。幻象は唯々東の間にてやがて消へ失せにけり。教職に對する極端の祭司的見解は祭司的任務に關し一層廣濶に又心靈的なる概念を埋没したり。彼等は神の代表者大

使たるよりして神の代人なりと尊敬せらるゝに至りたり、然れど實に之れのみぞ偽説の永く教會に勢力を有したるものゝ如く見ゆる唯一の實例にはあらざるあり。或る世紀間神聖なる羅馬帝國との理想は世人の心を惑溺したり。之れよりも尙は一層永き時期間神聖なる羅馬監督領の理想は西方基督教國の上に何の支障を受くることなくして大に勢力を有したりき、蓋し基督教の進歩に關し聰明ある見解を下す人士にとりては是等非常に永き時期間真理の埋没せられしことに付きてさへも大なる困難を感ぜざるなり、かゝる人々は自から之れに依りて教會歴史の真正に尊貴なるを隠蔽せらるゝことなく最も甚だしく品位を下したるときに於てすらも教會は尙ほ且つ社會の革新者にして私利を追求する者に對し正義の精神を保持する者を見る事を得ざる神の見るを得べき證人たりしことを看破するあらん、又彼等は個々の

統治者の高慢私慾汚辱ありしにも係はらず特種の制度及び發達の不完全若しくは過誤ありしにも拘はらず尙ほ且つ其連綿たる歴史中視よ我は世の終りに至るまで常に汝曹と共に在るなり〔馬太二八〇二十〕との神の御約束は明らかに實現せられたりと感謝しつゝ告白するあらん。

基督教會教職論了

論題索引

基督教會に對する基督の理想……………一頁
 制限の必要……………二
 理想と現實……………二
 基督教の他と異なる要點……………四
 ユダヤの祭司職……………五
 ユダヤの祭司職と基督教祭司職との千係……………六
 基督教に對する理想の感化力……………七
 實際上の組織……………八
 禮拜の日と處を定む……………九
 然れど根始の理想を忘却せず……………九
 教職の設立……………一〇
 教職に關する聖ポロの二句……………一一
 以上の二句は共に一時の教職に付て述べたり……………一二
 常久の教職次第に高位置に上りたり……………一三
 教職の名稱を定義する必要……………一四
 祭司と長老……………一四
 三階級の教職の起原に關する異説……………一五

使徒達を助けんが爲め教職を設立せり……………一六
 (一)執事……………一七
 七人撰定す……………一七
 以上の七人は執事なりき……………一八
 執事職は一新職なりき……………二〇
 レビの種族より借り來りたるに非らず……………二一
 ユダヤ教の會堂に倣ひしに非らず……………二二
 教訓の事業は執事職の本分に非らず……………二二
 執事職外國人教會に波及せり……………二四
 (二)長老職……………二六
 一新役務にあらす……………二七
 ユダヤ會堂の体裁に倣ひしに非らず……………二七
 長老職を設立せし時機……………二八
 エルサレムの長老會……………三〇
 長老職異邦人教會に採用せらる……………三〇
 長老は又監督と呼ばれたり……………三一
 然と單に外國の教會のみなり……………三一
 監督の名稱の起原は斯くありしならん……………三二
 長老職の本務は二様なり……………三三

教訓の職務.....	三三	第二使徒會議の證據.....	五一
(三) 監督.....	三五	ヘゲシマス.....	五一
監督職は使徒職の後嗣にあらず.....	三五	アイレニアス.....	五一
ピリピ二の廿五を曲解せり.....	三六	ロマのクレメント.....	五一
監督職は長老職より開發したり.....	三七	議會の結果.....	五三
聖ヤコブは極初の監督なり.....	三八	ローテ脱の眞價.....	五四
然れどヤコブは尙ほ長老會の一人たりき.....	三九	以上諸證言を検査す.....	五五
當時未だ異邦人教會内には監督職めらざりし.....	四一	ヘゲシマス.....	五五
進路の二時期.....	四一	アイレニアス.....	五五
使徒等は時々親しく管理したり.....	四一	クレメント.....	五六
使徒の代人は一所に永住せり.....	四三	監督職は急遽に設られしに非ず.....	五八
黙示録書中の天使は監督にあらず.....	四四	監督職は急遽に當りて成熟したり.....	五九
正當の解釋法.....	四五	聖ヨハ子の感化に由り小亞細亞にて開發したり.....	六〇
第一世紀の終らざる前に監督職は異邦人教會内 に設立せられたり.....	四七	其開發の狀況.....	六〇
ローテの見解.....	四八	此見解は各個々の教會記録に由り支持せらる.....	六一
危期の緊要.....	四八	エルサレム.....	六三
一統教會の起原.....	四九	聖ヤコブ.....	六三
當時生存せし使徒達の動作.....	五〇	シメチン.....	六三
		以後の諸監督.....	六四

パレンスタイン及其附近に於ける監督領.....	六五	後代に於て監督職開發せり.....	七九
アンテチケ.....	六七	ピリピ.....	八〇
エボザアス.....	六七	コリント.....	八一
イグネシアス.....	六七	アゼンス.....	八三
以後の諸監督.....	六九	クレテ.....	八五
クレメントの文書.....	六九	スレス.....	八六
シリア教會.....	七〇	ロマ.....	八六
小亞細亞.....	七一	廣布せる氣風たる獨裁的にあらず.....	八七
聖ヨハ子は小亞細亞を巡回したり.....	七一	クレメント書簡の干係.....	八七
チアシマス.....	七二	イグネシアスの證言.....	八九
ポリカーブ.....	七二	ヘルマスの證言.....	八九
イグネシアスの諸書簡.....	七四	根據なき推論.....	九一
ヒエラポリスの監督.....	七五	ヘゲシバスの證言.....	九三
サガリス.....	七六	アイレニアスの證言.....	九三
メリトチ.....	七六	ロマ教會監督の目次.....	九四
ポリクラテスと其親族.....	七六	ライナス(紀元後六十八年).....	九五
小亞細亞中他の諸地方に於ける諸監督.....	七七	アソクレンタス(同八十年).....	九五
監督會議.....	七八	クレメント(同九十二年).....	九五
マセドニヤ及びギリシヤ.....	七八	エヴレスタス(同百年).....	九七

アレキサンデル(同百九年).....	九七	アレキサンデリアのクレメントも又然り.....	一一一
ザイスタス(同百十九年).....	九七	アンプロシアストルの証言.....	一一一
テレスホレス(同百二十八年).....	九七	ゼローム.....	一一二
ハイギナス(同百三十九年).....	九七	チーゴスチン.....	一一三
パイアス(同百四十二年).....	九七	監督等は自稱して(同長老)といへり.....	一一三
アニセタス(同百五十七年).....	九八	アレキサンデリアの監督は長老達に由り撰擧せ られ又任職せられたり.....	一一四
ソテラ(同百六十八年).....	九九	ユートキアスの証言.....	一一六
エリサテルス(百七十七年).....	九九	エジプトにて監督職の増加.....	一一七
ウイクトル(百八十九年).....	一〇〇	アンサイラ議會の布令.....	一一八
ゴール.....	一〇一	按手の権は監督の専有なり.....	一一九
アフリカ.....	一〇一	監督職開發の諸原因.....	一二〇
アレキサンデリア.....	一〇二	其進歩に伴ふ有名なる三士.....	一二一
ハドリヤン帝の書簡.....	一〇三	(一)イグナチアス.....	一二一
アレキサンテリヤのクレメント.....	一〇四	シリヤ語書簡.....	一二二
推論.....	一〇五	監督は一致の中心點とせらる.....	一二二
監督職漸く行はれたり.....	一〇五	クリキ語の書簡.....	一二四
監督職漸次不同の開發.....	一〇七	該書中監督職を過重せり.....	一二五
長老及監督の二役務根始の干係は忘却せられず.....	一〇八	然と長老職を全く看過せず.....	一二七
アイレニアス監督を長老と呼へり.....	一〇八		

以上の言に由り惹起されたる諸考案.....	一二八	監督の権力は祭司主義と干係なし.....	一四六
エビチナイト宗の利益上同一の見解を採用す.....	一二九	新約聖書中祭司主義なし.....	一四六
この過重の反動なるモンタニスト宗.....	一三一	後代に於ける祭司主義の迅速なる廣布.....	一四八
(一)アイレニアス.....	一三二	教職と平信徒との區分.....	一四九
監督は元初真理の保管者なり.....	一三三	レビの祭司職より生出したるに非らず.....	一五〇
ヘゲシバステルトリアンも又同一の見解を有し たり.....	一三四	基督教職の名稱たる「クリーラス」の起原.....	一五二
(二)シプリアン.....	一三四	該語は祭司主義を含蓄せず.....	一五四
監督はキリストの攝政たり.....	一三五	使徒的師父等は祭司主義につきて無言なり.....	一五五
監督職に關しシプリアンの盡力.....	一三六	クレメント.....	一五五
第一の爭論.....	一三七	アロンの祭司職と比較せし彼の主旨.....	一五六
失落したる人々の處置.....	一三七	イグナチアス.....	一五九
シプリアンが自己の教會内に及したる勢力.....	一三九	ポリカーブ.....	一六〇
第二の論争.....	一四〇	ゲヤスチンマアター.....	一六一
異端者のなしたる洗禮は無効なれば再び受洗す へし.....	一四〇	普遍的祭司職を保持す.....	一六二
監督職の天下一般の教會に對する干係を定む.....	一四二	アイレニアス.....	一六三
監督職に關するシプリアンの見解.....	一四三	道徳上の祭司職をのみ認む.....	一六三
監督の権力は實地便利上の問題なり.....	一四五	ポリクラテスの書中一句の説明.....	一六六
		アレキサンテリヤのクレメント.....	一六八
		クレメントの所謂ノスチック祭司職.....	一六九

アルトリアン教職の祭司的見解を有せり……………一七〇
 然と普通の祭司説を以て之を説明せり……………一七一
 ヒッポリタスの文中に見ゆる祭司的名稱……………一七三
 テリゼンは祭司職を心靈的に解釋せり……………一七四
 然と教職に祭司的名稱を付したり……………一七六
 教職の祭司職は會衆の祭司職より生したり……………一七六
 シブリアンは祭司主義を腹藏なく説出したる率
 先者なり……………一七七
 祭司的見解はユダヤ的の若くは異邦人的勢力の
 孰れに歸し得べき乎……………一七九
 尤も早きユダヤ人基督信者の文書中祭司主義を
 見ず……………一八〇
 祭司主義は異邦の感化力に歸すべきなり……………一八三
 然と舊約聖書中に其類例を見ん……………一八五
 (一)諸犠牲の比喩……………一八五
 諸捧物は教職を経て捧げらる……………一八六
 該比喩は特に聖餐に關して用ゐられたり……………一八八
 (二)三職位とレビの祭司職との類似……………一八九
 惹起されたる疑問……………一九一

使徒的諸記者の無言……………一九一
 ヘブル人に送りし書簡……………一九二
 同書中教義上の教訓……………一九二
 心靈上の類推……………一九三
 他の意味にて基督教々職は祭司なり……………一九五
 神の撰任にかゝるものとして……………一九六
 人に神を現はすものとして……………一九七
 又神に對し人間を代表す……………一九八
 祭司主義の流行を考察す……………一九九

THE
CHRISTIAN MINISTRY

A DISSERTATION BY

J. B. LIGHTFOOT, D. D., D. C. L., LL. D.,

LATE BISHOP OF DURHAM,

HONORARY FELLOW OF TRINITY COLLEGE, CAMBRIDGE.

TRANSLATED BY

MURAI YOSHITAKA.

EDITED BY

A. B. HUTCHINSON

C. M. S. FUKUOKA

1899

明治三十二年六月十四日印刷
明治三十二年六月十七日發行

(定價廿五錢)



翻譯者兼
發行者

東京市京橋區銀座四丁目二番地

村井義孝

東京府下豐多摩郡澁谷村
字上澁谷一番地

山崎久吉

印刷者

東京市京橋區銀座四丁目二番地

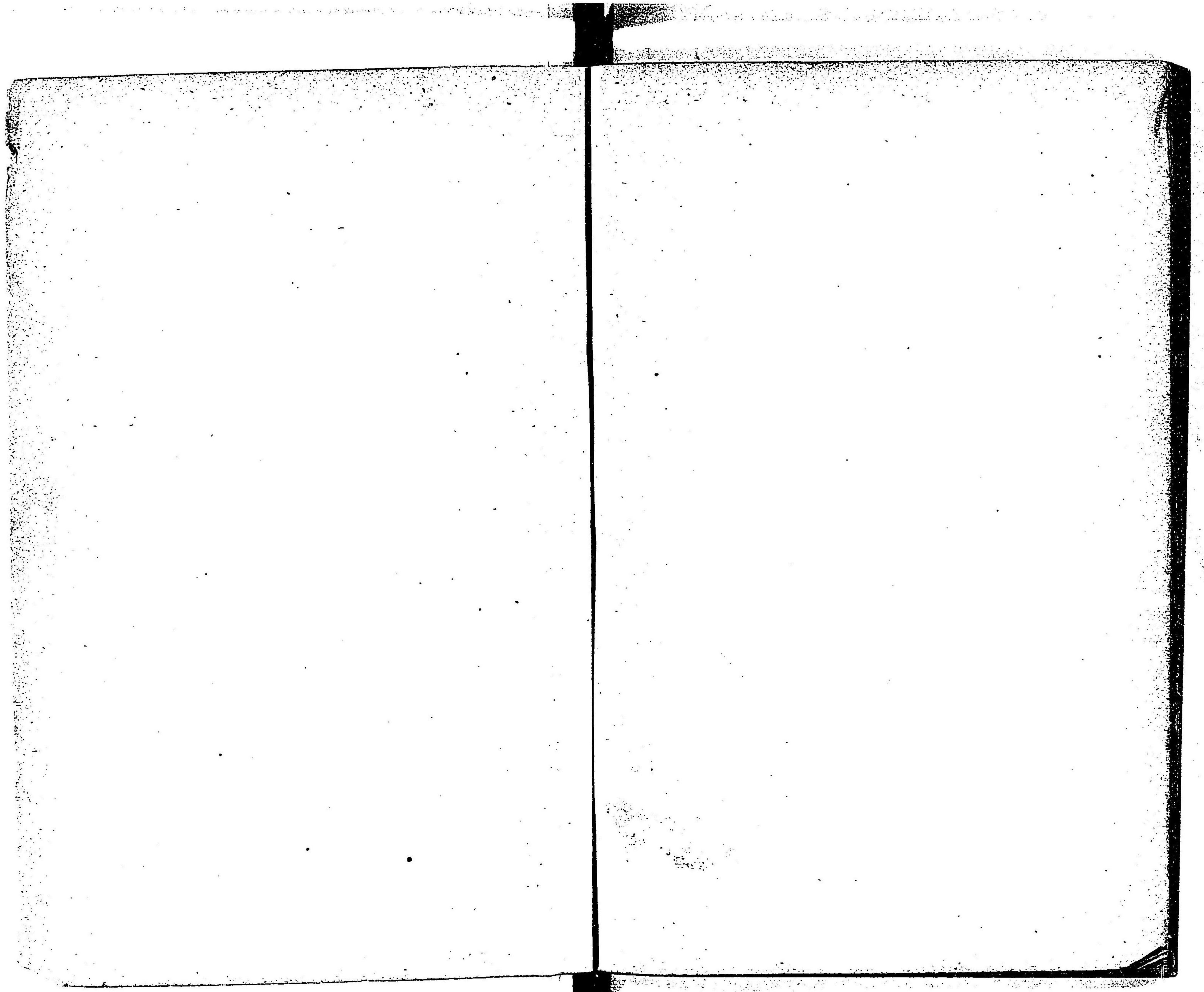
敎文館

發行所

東京府下豐多摩郡澁谷村
元青山南町七丁目一番地

青山學院實業部

印刷所



80

206



80

206

020434-000-4

80-206

基督教会教職論

ライトフート/著

M32

ABI-0244

